

令和8年8月から 高額療養費制度が変わります

月額上限が変更 / 年間上限を新設

医療費が高額になったとき、所得に応じた「1か月の自己負担上限」を超えた分が払い戻される制度です。
マイナ保険証または限度額認定証をご提示いただくと、請求する自己負担金が以下の月額上限額までになります。

70歳未満の方

所得区分/ 標準報酬月額	令和8年7月まで 月額上限	令和8年8月から 月額上限	【新設】 年間上限
ア/ 83万円以上	※1 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 〈140,100円〉	168万円
イ/ 53万～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 〈93,000円〉	111万円
ウ/ 28万～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 〈44,400円〉	53万円
エ/ 26万円以下	57,600円 〈44,400円〉	61,500円 〈44,400円〉	53万円※2
オ/ 住民税非課税	35,400円 〈24,600円〉	36,900円 〈24,600円〉	29万円

※1 総医療費は診療費を自費（10割）で支払った時の総額を指します。 ※2 標準報酬月額15万円以下と確認できた方は年間上限41万円。

70歳以上の方

所得区分/ 標準報酬月額	令和8年7月まで 外来／世帯	令和8年8月から 外来	令和8年8月から 世帯	【新設】 年間上限
現役並み 83万円以上	- / 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈140,100円〉	-	270,300円 + (総医療費 - 901,000円) × 1% 〈140,100円〉	168万円
現役並み 53万～79万円	- / 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈93,000円〉	-	179,100円 + (総医療費 - 597,000円) × 1% 〈93,000円〉	111万円
現役並み 28万～50万円	- / 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈44,400円〉	-	85,800円 + (総医療費 - 286,000円) × 1% 〈44,400円〉	53万円
一般 26万円以下	18,000円※1 / 57,600円 〈44,400円〉	22,000円 年216,000円	61,500円 〈44,400円〉	53万円※2
低所得者Ⅱ	8,000円 / 24,600円	11,000円 年96,000円	25,700円 〈24,600円〉	29万円
低所得者Ⅰ	8,000円 / 15,000円	8,000円	15,700円	18万円

※1 現行の外来年間上限は144,000円。 ※2 標準報酬月額15万円以下と確認できた方は年間上限41万円。

多数回該当：直近12か月で3か月以上、高額療養費に該当した場合、4か月目から上限額が軽減されます。年間上限の対象期間は8月から翌年7月です。